

令和８年度財政援助団体等に係る監査の結果の公表について

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき令和８年度財政援助団体等に係る監査を実施したので、同条第９項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和８年８月５日

上三川町監査委員 永水 克欣

上三川町監査委員 稲見 敏夫

総評(全体)

監査した補助金、指定管理費に係る事業運営は、概ね趣旨・目的に沿って執行されていると認められた。
 日頃から所管課と連携し、公金の収支について、用途を明確に示せるよう管理・点検し、透明性のある安定した運営をお願いしたい。
 ※指摘事項等にはあたらないが、実地で事業内容を確認した中で、事務の執行等に関し留意すべき事項又は改善の余地があると思われる事項があったため、今後の事務執行においてご対応されたい。

番号	団体名称	総 評	指導事項	検討事項	意 見	所管課
①	【指定管理者】 上三川いきいきプラザ 上三川いきいきプラザサポーターズ ～日本水泳振興会・環境整備・ALSOK双栄・岩原産業～	監査した指定管理費に係る事業運営は、協定書に基づき概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。	特になし	特になし	●事業報告書の事業成果の部分において、前年比や3年推移を確認することにより、新たな気づきや改善のヒントを得られるのではないかと考えられる。 ●施設の老朽箇所については町と連携し、引き続き計画的に補修、修繕を進めていただきたい。	健康福祉課
②	【補助団体】 上三川町社会福祉協議会	監査した補助金に係る事業運営は、協定書に基づき概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。	特になし	特になし	●第2次中期計画を策定にあたり、所管課と連携し、想定されるリスクへの備え(法改正への対応を含む)、事業内容構成の見直し等を念頭に置きながら検討を進めていただきたい。	健康福祉課
③	【指定管理者】 上三川町放課後児童クラブ ～シダックス 大新東ヒューマンサービス(株)～	監査した指定管理費に係る事業運営は、協定書に基づき概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。	特になし	特になし	●監査を受けるにあたり、新たに資料を作成する必要は無いが、監査の目的を理解したうえで、必要な資料を適切に精査していただきたい。また、事故報告について0件であっても「0件である」ことを明記することが望ましい。 ●事故報告の基準を明文化することを検討していただきたい。	子ども家庭課
④	【補助団体】 上三川町シルバー人材センター	監査した補助金に係る事業運営は、協定書に基づき概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。	特になし	特になし	●登録者の安全と想定されるリスクへの備えなどを念頭に所管課と連携し、事業を進めていただきたい。 ●現金の取扱いにおいて、保管場所および帳簿の記載は適正であるものの、残高照会が担当者以外によって行われておらず、現状では担当者が一人で管理している状況となっている。そのため、管理体制の強化と担当者の精神的負担軽減の両面から改善の余地があると考えられる。	健康福祉課
⑤	【補助団体】 上三川町商工会	監査した補助金に係る事業運営は、協定書に基づき概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。	特になし	特になし	●固定資産台帳と備品台帳の整理・点検について、一定の改善が認められたものの、まだ途上の段階である。今後も継続的に取り組みを進めていただきたい。 ●小口現金の取扱いにおいて、帳簿の記載は適正であるものの、担当者が現金を個人保管しており、現状では担当者が一人で管理している状況となっている。そのため、管理体制の強化と担当者の精神的負担軽減の両面から改善の余地があると考えられる。	商工課

番号	団体名称	総 評	指導事項	検討事項	意 見	所管課
⑥	【指定管理者】 上三川町立図書館 ～(株)図書館流通センター～	監査した補助金に係る事業運営は、協定書に基づき概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。	特になし	特になし	●より多くの町民に満足して利用していただけるように指定管理者と主管課それぞれのノウハウを活かして、引き続き取り組んでいただきたい。	生涯 学習課
⑦ ⑧ ⑨	【指定管理者】 上三川町農村環境改善センター 上三川町農産物加工所 【出資団体・補助団体】 ～(公財)上三川町農業公社～	監査した指定管理費に係る事業運営及び補助金に係る事業運営は、協定書に基づき概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。	特になし	特になし	●農業事業を取り巻く環境は変化が激しい状況であるが、引き続き所管課や県の関係組織と連携し、農業振興に取り組んでいただきたい。	農政課

★ 結果区分
「指摘事項」…明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの
「指導事項」…指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの
「検討事項」…監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に検討を即すもの
※「意見」…指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し留意すべき事項、又は改善の余地があると思われる事項